

## 千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 実施要綱

### (目的)

第1条 千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（以下、「本事業」という。）は、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、本市における障害保健福祉の担当部局等およびその他関係者間相互の連携を図り、地域の課題を共有化した上で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（以下、「包括ケアシステム」という）の構築を目指すことを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、千葉県とする。

ただし、事業の一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

### (連携会議)

第3条 本事業の実施に際し、千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議（以下「連携会議」という。）を設置し、千葉県地域自立支援協議会及び関係機関との連携を図りながら、包括ケアシステムの構築に取り組むものとする。

2 連携会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 精神障害者の現状の把握及び包括ケアシステム構築に係る、目標の共有に関すること。

(2) 次条に掲げる事業内容の検討、事業実施状況の把握、事業実施後の評価等に関すること

(3) 前二号に掲げるもののほか必要な事項に関すること

3 連携会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は選任する。

(1) 相談支援事業者

(2) 地域活動支援センター事業者

(3) 介護支援事業者

(4) 保健・医療機関関係者

(5) 障害福祉サービス事業者

(6) 障害者団体関係者

(7) 法曹関係者

(8) 行政関係者

(9) その他市長が必要と認めた者

- 4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、やむを得ず連携会議に出席できないときは、あらかじめ指名する者を代理として出席させることができる。
- 6 市長は、連携会議を統括し、次条に掲げる事業内容を調整する者（以下「コーディネーター」という。）を連携会議に諮った上で委員の中から依頼し、又は選任する。
- 7 コーディネーターは必要があるときは、連携会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 連携会議の開催は原則として2か月に1回とするほか、必要に応じて随時開催できるものとする。
- 9 連携会議の運営事務局を、千葉県保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課に置く。

#### （事業内容）

第4条 本事業は、次の各号に定める事業内容により構成するものとする。

##### （1）入院中の精神障害者の地域移行に係る事業の実施

精神科病院等に入院中の精神障害者を対象に、精神科病院内の医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種と、相談支援専門員や介護支援専門員等の地域の関係者が一体となり、事業所等と十分に連携しながら、退院に向けた次の地域支援プログラムを実施する。

##### ア 体験談プログラムの実施

病棟内プログラム、作業療法、デイケア等において、退院し地域生活を送る当事者を招き、体験談を聞くプログラムを月1回程度実施する。

##### イ 日中活動体験プログラムの実施

入院中の精神障害者が地域の事業所等に出向き、事業所等での日中活動を体験するプログラムを月1回程度実施する。

##### ウ 生活訓練プログラムの実施

入院中の精神障害者が地域の事業所等に出向き、食事、入浴、健康管理等退院後に最低限必要となる生活に関する訓練を受けるプログラムを、月1回程度実施する。

##### エ その他入院中の精神障害者に対し退院意欲喚起に向けた支援の実施

ア～ウのほか、個別の退院支援準備プログラムを立案し実施する等、退院意欲の喚起に向けた支援を実施する。

(2) 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業の実施

本市における精神障害者を取りまく包括ケアシステムの構築状況について、その実態を把握、評価することを目的として、アンケート調査や聞き取り等を実施する。

(3) 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修の実施

市内の精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等精神障害者の地域移行関係職員（以下「関係職員」という。）の地域移行に関する理解の促進を図り、精神障害者の地域移行の増加につなげるため、厚生労働省により選任された広域アドバイザー及び都道府県等密着アドバイザー（以下「密着アドバイザー」という。）、または精神障害者に対する地域生活支援を先駆的に行っている者（以下「スーパーバイザー」という）等と協働し、関係職員等に向けた以下の研修を実施する。

ア 精神科病院内における研修等の場、及び精神障害者の受け入れが進んでいない事業所等へ、広域アドバイザーや密着アドバイザー、またはスーパーバイザー等を派遣して、職員等に対する研修や精神障害者への対応方法等の指導・助言・相談等を月2回程度実施する。

イ 本市における包括ケアシステム構築に係る課題や取り組みの共有化を図ること、及び精神障害者本人の意向に沿った地域移行支援のあり方や、地域のサービス事業所との連携方法等について理解の促進を図ることを目的として、年2回程度研修を実施する。

ウ ア及びイの研修終了後、研修受講者等に対して効果の検証を実施する。

なお、スーパーバイザーは行政機関、精神科病院、精神障害者に対する地域生活支援を先駆的に行っている事業所等の精神保健福祉士等の中から、市長が連携会議に諮った上で依頼し、選任する。

(4) 措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業の実施

退院する措置入院者が社会から孤立し、必要な治療や支援が受けられなくなる状況の発生を予防する為、措置入院者の入院中から医療機関と協力して地域の関係機関と連携をとり、措置入院者退院後の治療、生活等の支援を実施する。

(5) その他包括ケアシステムの構築に資する事業

前号に掲げる事業のほか、包括ケアシステムの構築に資する事業について、連携会議での検討を踏まえ実施する。

(報告)

第5条 本市は、本事業の実施状況について、事業の一部を委託している場合も含め、関係実施機関から事業実施の報告を求めるとともに、事業実施状況の調査及び指導等を行うものとする。

(留意事項)

第6条 連携会議の委員及び支援従事者は、支援対象者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務を通じ知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 本市は、事業の一部を委託する場合、受託者に対し、委託する業務の内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなど必要かつ適切な監督を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、保健福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月26日から施行する。